池田町立小中学校の教育活動に関する情報発信のガイドライン

令和元年７月１日教育長決定

１．ガイドライン設定の趣旨

本ガイドラインは、池田町立小中学校（以下「小中学校」という。）の教育活動を池田町教育委員会（以下（教育委員会）という。）ホームページに公開するにあたり、池田町個人情報保護条例に基づき、以下の通り必要なガイドラインを設け、適切に取り扱うこととする。

２．ホームページ公開の目的

小中学校の教育活動を一般に広く公開し、学校・家庭・地域が連携し、地域と共にある信頼される学校づくりを推進することを目的とする。

３．責任の所在

１）ホームページの作成、管理、責任は教育委員会とする。
２）小中学校から教育委員会に提供される写真や学校便り等の内容責任は、校長とする。

４．個人情報の保護等

１）児童生徒及び関係者の住所、生年月日、家庭状況等、プライバシーに関わる事項はホームページに掲載しない。ただし氏名については、本人及び保護者の承諾を得られない場合は掲載しない。
２）写真などを掲載する場合には、個人が特定できる写真は掲載せずに、複数の子どもの写真を掲載すること。なお写真と個人が一致する場合は、画像処理し個人が特定されないようにする。
３）児童生徒の作品等を掲載する場合は、著作権は児童生徒にあるため、本人及び保護者の承諾を得ることとする。

５．ホームページに掲載する内容

１）コミュニティ・スクール（学校運営協議会）による活動
２）学校だより
３）教育活動にそぐわない情報は掲載しない。
４）写真は、教育活動の範囲内に限る。私的な写真は掲載しない。

６．その他

児童生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から記載内容の訂正や削除の要請を受けた場合は、速やかに要請に対応した措置を講じることとする。